



日本高野連発第16-0087号
平成29年1月11日

都道府県高等学校野球連盟 会長殿
都道府県高等学校野球連盟
理事長、専務理事、代表理事殿
審判委員各位
加盟校 学校長殿
同 野球部 責任教師殿

公益財団法人 日本高等学校野球連盟

会長 八田英二



捕手（審判含む）用マスクのSG基準の義務化について

今般、一般財団法人全日本野球協会（BFJ）アマチュア野球規則委員会から別紙の通り通知がありましたのでお知らせいたします。

昨年3月2日付（日本高野連発16-0001号）「安全性に疑いのある捕手用マスクへの注意について」の中で事前情報としてお知らせしておりました表題の件に関し、一般財団法人製品安全協会が2014年10月1日に制定した『捕手用マスクのSG基準』に基づく製品が今月から発売されることとなりました。選手及び審判委員の安全性を確保することを目的に、捕手（審判含む）用のマスクについて、SGマーク合格品であることを2020年のシーズンインより義務付けることとなり、本年（2017年）から2019年シーズンまでの3年間は義務化までの猶予期間となります。

当連盟におきましても、「捕手用マスク」を「野球用ヘルメット」「非木製バット（金属製バット）」「軟式野球用ヘルメット」「野球用捕手ヘルメット」「野球投手用ヘッドギア」「野球用胸部保護パッド」と同様に、SGマーク合格品の使用を推奨、義務化して参りますのでご協力のほどお願いいたします。

以上